議第22号

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第11条の２の次に次の１条を加える。

（在宅勤務等手当）

第11条の３　住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

２　在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第27条第２号中「通勤手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第28条中「ならびに」の右に「在宅勤務等手当、」を加える。

第31条の見出し中「特殊勤務手当等」を「在宅勤務等手当等」に改め、同条中「特殊勤務手当」を「在宅勤務等手当、特殊勤務手当」に改める。

第38条中「第12条から」を「第11条の３から」に改め、同条の表第２条の項中「、特殊勤務手当」を削る。

（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第８号）の一部を次のように改正する。

第９条中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

（滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第３条　滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の

一部を次のように改正する。

第２条第３項中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第４項および第５項中「通勤手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

（滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第４条　滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」を加える。

第11条の次に次の１条を加える。

（在宅勤務等手当）

第11条の２　住居その他これに準ずるものとして病院事業庁長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他病院事業庁長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、病院事業庁長が定める期間以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。